

令和7年度答申第27号
令和7年8月28日

諮問番号 令和7年度諮問第24号及び第25号（いずれも令和7年6月24日諮問）
審査庁 法務大臣
事件名 行政文書の開示実施手数料に係る減免申請拒否処分に関する件2件

答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、法務大臣（以下「処分庁1」という。）及びA矯正管区長（以下「処分庁2」といい、「処分庁1」と併せて「各処分庁」という。）に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。）14条2項の規定に基づき、開示請求3件による各開示決定に係る行政文書について開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）の減額又は免除の各申請をしたところ、各処分庁が、審査請求人は開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないとして、減額又は免除をしないとの各決定をしたことから、審査請求人がこれらを不服として各審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）行政文書の開示請求

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）3条は、何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる旨規定する。また、情報公開法4条1項は、情報公開法3条の規定による開示の請求は、行政文書の名称などを記載した書面を、行政機関の長に提出してしなければならない旨規定する。

（2）行政文書の開示決定

情報公開法9条1項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならないと規定する。これを受けて、情報公開法施行令6条1項は、情報公開法9条1項の政令で定める事項は、開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法（1号）、開示の実施の方法ごとの開示実施手数料の額（2号）などとする旨規定している。

（3）手数料

情報公開法16条1項は、開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）又は開示実施手数料を納めなければならないと規定する。これを受けて、情報公開法施行令13条1項は、1号において開示請求手数料の額を、2号において開示実施手数料の額を定めている。

情報公開法16条3項は、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条1項の手数を減額し、又は免除することができる規定する。これを受けて、情報公開法施行令14条1項は、行政機関の長（情報公開法17条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下情報公開法施行令14条において同じ。）は、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる規定する。

そして、情報公開法施行令14条2項は、前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、開示決定をした行政機関の長に対してその求める行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併

せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を提出しなければならない旨規定し、同条3項は、同条2項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）11条1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならないと規定する。

（4）権限又は事務の委任

情報公開法17条は、行政機関の長は、政令で定めるところにより、第2章（3条から16条まで）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる旨規定する。これを受けて、情報公開法施行令15条1項（令和3年政令第195号による改正前のもの）は、行政機関の長は、情報公開法17条の規定により、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）9条の地方支分部局に情報公開法第2章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる旨規定する。そして、平成14年8月8日付け法務省秘公訓第711号大臣訓令「法務省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任に関する訓令」は、「矯正管区長」に、法務大臣の所掌に係る情報公開法第2章に定める権限又は事務のうち、矯正管区及びその庁の管轄区域内に所在する刑務所、少年刑務所、拘留所等の所掌に係るものを委任すると定めている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- （1）審査請求人は、平成23年1月13日からB刑務所に収容されている者である。

（領置金基帳）

- （2）令和3年4月13日付け文書番号a関係

ア 審査請求人は、令和2年11月24日付けで、処分庁1に対し、情報公開法4条1項の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（行政文書開示請求書（受付番号b））

イ 処分庁1は、令和3年1月14日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書を開示する決定をし、開示実施手数料として2,740円（複写機により複写したものの交付を希望する場合。以下「本件開示実施手数料1」という。）を納付するよう通知した。

（行政文書開示決定通知書（文書番号c））

ウ 審査請求人は、令和3年2月14日付けで、処分庁1に対し、上記開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて同日付けの申請書をもって、刑罰の執行を受け、未収入（原文ママ）であるとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、本件開示実施手数料1のうち2,000円の減額を求める申請（以下「本件減免申請1」という。）をした。

（行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書）

エ 処分庁1は、令和3年3月1日付けで、審査請求人に対し、本件減免申請1について、開示実施手数料を納付することが経済的に困難であることを証明する書面を提出する必要があるとして補正を求めた。なお、求補正書の日付は令和2年3月1日となっているが、令和3年3月1日の誤記であると考えられる。

（「開示実施手数料の減額又は免除の申請について（求補正）」と題する書面）

オ 審査請求人は、令和3年3月16日付けで、上記補正に対して、領置金の残高が同月12日時点で「756,474円」、作業報奨金の計算高が同日時点で「490,232円」である旨のB刑務所長作成の領置金残高及び作業報奨金計算高証明書（以下「本件領置金等残高証明書1」という。）を提出した。

（本件領置金等残高証明書1）

カ 本件減免申請1について、処分庁1は、令和3年4月13日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、減額をしないとの決定（文書番号a。以下「本件減免申請拒否処分1」という。）をした。

（「開示実施手数料の減額について（通知）」と題する書面）

(3) 令和3年6月25日付け文書番号d関係

ア 審査請求人は、令和2年9月24日付けで、処分庁2に対し、情報公開法4条1項の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

（行政文書開示請求書（受付番号e））

イ 処分庁2は、令和3年1月22日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として1,710円（複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場

合。以下「本件開示実施手数料2」という。)を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書(文書番号f))

ウ 審査請求人は、令和3年2月16日付けで、処分庁2に対し、上記一部開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて同日付け申請書をもって、刑務所在所中のため、収入がないとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、本件開示実施手数料2について免除を求める申請(以下「本件減免申請2」という。)をした。

(行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額(免除)申請書)

エ 処分庁2は、令和3年3月12日付けで、本件減免申請2について、経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないことを証明する書面を提出する必要があるとして補正を求めた。

(「行政文書開示請求について(求補正)」と題する書面)

オ 審査請求人は、令和3年3月30日付けで、上記補正に対して、領置金の残高が同月24日時点で「745,676円」、作業報奨金の計算高が同日時点で「490,232円」である旨のB刑務所長作成の領置金残高及び作業報奨金計算高証明書(以下「本件領置金等残高証明書2」という。)を提出した。

(本件領置金等残高証明書2)

カ 本件減免申請2について、処分庁2は、令和3年6月25日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力を有していないとは認められないため」との理由を付して、免除をしないとの決定(文書番号d。以下「本件減免申請拒否処分2」という。)をした。

(「開示実施手数料の免除について(通知)」と題する書面)

(4) 令和3年8月2日付け文書番号g関係

ア 審査請求人は、令和2年11月10日付けで、処分庁2に対し、情報公開法4条1項の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

(行政文書開示請求書(受付番号h))

イ 処分庁2は、令和3年4月7日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として880円(複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合。以下「本件開示実施手数料3」といい、「本件開示実施手数料1」及び「本件開示実施手数料2」と併せて「本件各開示実施手数料」という。)

を納付するよう通知した。

(行政文書開示決定通知書(文書番号 i))

ウ 審査請求人は、令和3年4月19日付けで、処分庁2に対し、上記一部開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併せて同日付け申請書をもって、受刑生活中で主たる収入もなく、困窮しているためとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、本件開示実施手数料3について免除を求める申請(以下「本件減免申請3」といい、「本件減免申請1」及び「本件減免申請2」と併せて「本件各減免申請」という。)をし、領置金の残高が同月16日時点で「729,145円」、作業報奨金の計算高が同日時点で「493,806円」である旨のB刑務所長作成の領置金残高及び作業報奨金計算高証明書(以下「本件領置金等残高証明書3」といい、「本件領置金等残高証明書1」及び「本件領置金等残高証明書2」と併せて「本件各領置金等残高証明書」という。)を提出した。

(行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額(免除)申請書、本件領置金等残高証明書3)

エ 本件減免申請3について、処分庁2は、令和3年8月2日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力を有していないとは認められないため」との理由を付して、免除をしないとの決定(文書番号 g。以下「本件減免申請拒否処分3」といい、「本件減免申請拒否処分1」及び「本件減免申請拒否処分2」と併せて「本件各減免申請拒否処分」という。)をした。

(「開示実施手数料の免除について(通知)」と題する書面)

(5) 審査請求人は、法務大臣(以下「審査庁」という。)に対し、令和3年7月18日(消印日)、本件減免申請拒否処分1を不服として審査請求(以下「本件審査請求1」という。)をし、同年9月30日(消印日)、本件減免申請拒否処分2及び3を不服として審査請求(以下「本件審査請求2」という。)をした。

(各審査請求書)

(6) 審査庁は、令和7年6月24日、当審査会に対し、本件審査請求1及び2は棄却すべきであるとして本件の各諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」という理由で本件各減免申請が拒否されたことは不服である。

「生活保護」などの「困窮状態」を示せば開示実施手数料の減免の対象となり得るはずだが、本件各減免申請拒否処分は、本件各開示実施手数料を支払う資力があるか否かが領置金等の残高のみで判断されており、実質的な生活状況が反映されていない。「受刑者」の大半が、社会一般の「貧困層」であり、審査請求人も、現在の報奨金収入（月額3,000円以下）を考えると、社会でいわれる「生活困窮者」と同等の資力しかない。そのことを考慮せず負担を強いるのは不公平である。

また、審査請求人は、本件各減免申請当時、領置金700,000円余りを有していたものの、コロナ禍により、家族が困窮しており、そのために計750,000円を送金している。コロナ禍の終息が見えず、社会の生活も改善されていないため、今後も上記金額に相当する送金の必要があると思われる。この事実を考慮すべきである。

(2) 領置金等は、通信費、図書及び文具の購入費、通信教育の費用、歯科治療費並びに視力補正器具の購入費として必要である。また、報奨金計算高（原文ママ）に関しては、あくまでも社会復帰を円滑にするために、出所時に交付されるものであり、これを刑事施設内で自由に使うことはできない。

情報公開法の目的等は、貧困その他を理由に妨げられるものであってはならないことは明らかであるところ、「懲役刑受刑者」である審査請求人が、所持している領置金の中から本件各開示実施手数料を納めなければならないとすれば、他の目的（学習・歯の治療・眼鏡等の購入など）を断念せざるを得なくなり、情報公開法の目的・理念から外れるばかりではなく、領置金がなくなれば当然に開示請求の申請をできなくなり、事実上の「開示請求の制限」となる。

第2 審査庁の各諮問に係る判断

審査庁の各諮問に係る判断は次のとおりである。

1 本件各減免申請拒否処分の妥当性について

本件各減免申請は、情報公開法16条1項の規定により開示請求をする者が納付しなければならない開示実施手数料について、同条3項の規定により経済的困難その他特別の理由があるときに認められる当該手数料の減額又は免除に関する申請であるところ、各処分庁は、本件各減免申請について、当

該手数料を減額及び免除しない旨の本件各減免申請拒否処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件各開示実施手数料の減額及び免除を求めているところ、各処分庁は、本件各減免申請拒否処分は妥当であるとしていることから、以下、本件各減免申請拒否処分の妥当性について検討する。

(1) 法の定め等について

情報公開法16条3項に定める「行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がない」かどうかの審査については、適切な減免の実施という観点から、実質的な審査をすべきである。

(2) 審査請求人の資力の有無について

審査請求人は、刑事施設に収容されている被収容者であるところ、被収容者は、日常の生活費を支出する必要がないから、所得がなくても、入所時における所持金や金銭の差し入れにより、開示実施手数料を納付する資力を有していることがあり得ると考えるべきである。

審査請求人は、上記(1)のとおり、収入がないことを理由に本件各減免申請をした際に、開示実施手数料を納付する資力がないことの疎明資料として、本件各領置金等残高証明書を提出しているものの、同証明書によれば、審査請求人の領置金残高は、本件各開示実施手数料を納付することができる十分なものであったと認められる。

したがって、審査請求人は、本件各減免申請時に収入がなかったことをもってしても、本件各開示実施手数料を納付する資力がなかったとは認められない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、刑事施設に収容されているために無収入であることは経済的困難な状況といえ、領置金は親族への送金、通信費、図書及び文具の購入費、歯科治療費及び視力補正器具の購入費のためのものであり、開示請求のために用立てたものではないなどと主張しているが、本件各減免申請時において当該主張をしていない上、審査請求人の領置金の用途にかかわらず、本件各減免申請時において十分な資力を有していることが認められることから、審査請求人の主張は採用することができない。

(4) 以上のことから、審査請求人に本件各開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないので、本件各減免申請に対して、開示実施手数料を減額及び免除しないとした本件各減免申請拒否処分は、妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

したがって、本件審査請求1及び2には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条2項の規定により、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和7年6月24日、審査庁から各諮問を受け、同年7月10日、同月31日及び同年8月28日の計3回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和7年7月15日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件各諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によれば、本件では、本件審査請求1（令和3年7月18日消印）から当審査会への諮問（令和7年6月24日）まで約3年11か月、本件審査請求2（令和3年9月30日消印）から当審査会への諮問（令和7年6月24日）まで約3年9か月もの期間を要しているところ、①本件審査請求1及び2から審理員の指名（令和6年12月23日）までそれぞれ約3年5か月及び3年2か月半を要している。また、②審査庁に対する審理員意見書及び事件記録の提出（令和7年3月24日）から当審査会への各諮問（同年6月24日）まで3か月を要している。これらの理由について審査庁に照会したところ、①については、経緯に係る当時の記録がないため不明だが、審査請求直後に手續を開始しなかったのは、同種事案である別件の審査請求事件のてん末を待とうとした可能性があり、②については、ほぼ同時期に同種事案である別件の審査請求事件を諮問していたことから、当該事件のてん末を待っていたためであると回答があった。

しかし、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められず、審査庁は、簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（1条1項）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手續を迅速に進める必要がある。

- (2) 前記（1）で指摘した点以外には、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各減免申請拒否処分 of 適法性及び妥当性について

- (1) 情報公開法施行令14条1項によれば、行政文書の開示を受ける者は、経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められなけれ

ば、開示実施手数料の減額又は免除を受けることができない。

そこで、審査請求人に本件各開示実施手数料を納付する資力があつたか否かについて検討すると、以下のとおりである。

ア 本件減免申請拒否処分1

審査請求人が、本件減免申請1に関して、処分庁1に対し、本件開示実施手数料1（2,740円）を納付する資力がないことの疎明資料として提出した本件領置金等残高証明書1をみると、領置金の残高が同年3月12日時点で「756,474円」であることから（前記第1の2の（2））、本件減免申請1の時点で、本件開示実施手数料1を納付することができる十分な資力があつたものと認められる。

イ 本件減免申請拒否処分2

審査請求人が、本件減免申請2に関して、処分庁2に対し、本件開示実施手数料2（1,710円）を納付する資力がないことの疎明資料として提出した本件領置金等残高証明書2をみると、領置金の残高が同年3月24日時点で「745,676円」であることから（前記第1の2の（3））、本件減免申請2の時点で、本件開示実施手数料2を納付することができる十分な資力があつたものと認められる。

ウ 本件減免申請拒否処分3

審査請求人が、本件減免申請3に関して、処分庁2に対し、本件開示実施手数料3（880円）を納付する資力がないことの疎明資料として提出した本件領置金等残高証明書3をみると、領置金の残高が同年4月16日時点で「729,145円」であることから（前記第1の2の（4））、本件減免申請3の時点で、本件開示実施手数料3を納付することができる十分な資力があつたものと認められる。

エ したがって、上記アからウによれば、審査請求人は、本件各減免申請時に、本件各開示実施手数料を納付する資力がなかつたものとは認められない。

(2) 審査請求人の主張

ア 審査請求人は、本件各減免申請拒否処分は、領置金等の残高のみで資力を判断しているところ、受刑者である審査請求人の報奨金収入が月額3,000円以下で、生活困窮者と同等の資力しかないとを考慮せず負担を強いるのは不公平であり、また、審査請求人は、コロナ禍で困窮する家族のために計750,000円を送金しており、今後も上記金額

に相当する送金の必要があるから、この事実を考慮すべきであると主張する。

しかし、審査請求人のように、刑事施設の被収容者は、所得がなかったとしても、刑事施設への入所時における所持金や外部からの金銭の差し入れにより、領置金を有することがあり得ること、そして、被収容者は、日常の生活費を支出する必要がないから、所得がない者であっても、金銭の差し入れの状況や領置金の残高の状況によっては、開示実施手数料を納付する資力を有していることがあり得ることから、行政文書の開示決定を受けた被収容者から開示実施手数料の減額又は免除を求める申請がされた場合には、処分をする行政庁において、当該被収容者に対する金銭の差し入れの状況や領置金の残高の状況を考慮して、当該被収容者に開示実施手数料を納付する資力があるか否かを判断することには、合理性がある。

本件についてみると、上記のとおり、審査請求人には、本件各開示実施手数料を納付する資力が十分にあったことが、本件各減免申請時の領置金残高だけをみても判断できる。また、家族に送金を行っていたとしても、本件各減免申請時に十分な資力があったと判断できる以上、審査請求人の主張は認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

イ 審査請求人は、所持している領置金の中から本件各開示実施手数料を納めなければならないとすれば、学習、歯の治療等の他の目的を断念せざるを得なくなると主張する。

しかし、上記のとおり、本件各減免申請時において、審査請求人に本件各開示実施手数料を納付する資力があると認められる以上は、審査請求人の内心において領置金を他の目的に使用する意図があったとしても、開示実施手数料の減額又は免除を受けることはできない。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委員 吉 開 正 治 郎
委員 中 原 茂 樹
委員 福 本 美 苗